

南和広域医療企業団議会 総務委員会

目 次

○出席委員	1
○欠席委員	1
○傍聴者	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会宣言	2
○会議録署名委員の指名	2
○委員会出席要請確認	2
○審議事項確認	2
○採決方法	3
○1. 付託議案について	
(1) 議第1号、平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計予算 について	3
(2) 議第2号、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例について～ 議第6号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を 改正する条例について	11
○2. 報告事項	15
(1) 平成29年度診療状況について	15
(2) 平成29年収支見込みについて	15
(3) 平成30年度病院事業会計予算について	15
(4) アクションプラン進捗状況について	16
(5) 企業団3病院の一体的運営の強化について	17
(6) 地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みについて（素案）	17
○3. その他	25
○審議終了	25

○継続審査申出.....	25
○委員長報告.....	26
○閉会宣言.....	26
○署名委員.....	27

南和広域医療企業団議会 総務委員会

平成30年2月22日(木) 午後2時30分開会

午後3時55分閉会

出席委員(13名)

委員	秋本登志嗣	委員	山口耕司
委員	野木康司	委員	福本知則
委員	吉井辰弥	委員	脇坂博
委員	銭谷春樹	委員	別所誠司
委員	中南太一	委員	中谷宏
委員	大谷良心	委員	堀谷正吾
委員	松谷忠則		

欠席委員(0名)

傍聴者(10名)

説明のため出席した者の職氏名

企業長	上山幸寛	副企業長	芝池多津子
副企業長	松本昌美	事務局次長	鶴西弘孝
吉野病院事務長	大谷保	経営企画課長	大西和徳
財務課長	杉井茂	人事課長	森田英之
医事課長	和田光司	庶務課長	米川浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡真啓	書記	福田行宏
書記	今北智之		

開会 午後 2時30分

○事務局 それでは、ただいまから総務委員会を開催いたします。それでは委員長、よろしくをお願いします。

◎開会宣言

○銭谷委員長 ただいまから、総務委員会を開会します。

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により公開としていますので、傍聴を許可することで了解願います。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長 次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

中南委員、中谷委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長 次に、当委員会への出席を求めました文書の写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長 さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、1. 付託議案について、2. 報告事項について、3. その他の順に理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

◎採決方法

○**銭谷委員長** この際、お諮りいたします。

当委員会における付託議案の採決の方法については、議第1号の予算議案については起立採決によるものとし、その他の議案については簡易採決によるものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**銭谷委員長** 異議なしと認めます。

採決の方法についてはそのように行うことに決しました。

◎ 1. 付託議案について

(1) 議第1号、平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計 予算について

○**銭谷委員長** はじめに、1. 付託議案について、審議を進めます。

議案第1号、平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について、理事者の説明を求めます。

芝池副企業長。

○**芝池副企業長** 議第1号、平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について、説明をさせていただきます。

予算との関連がございますので、予算そのものの説明に先立ちまして、平成29年度診療状況と平成29年度収支見込みについて説明をさせていただきます。

資料のほうは、A3横、総務委員会説明資料のほうをお願いいたします。資料1ページをお願いいたします。平成29年度診療状況についてでございます。資料中、直近の1月実績につきましては黄色で色をつけております。

まず、資料左上、南奈良総合医療センターにおきましては、入院患者は昨年と同時期と比べまして増加しておりまして、平均病床稼働率については94%以上の高い稼働率で推移しております。12月につきましては90.5%と少し落ちておりますが、これは12月末、年末年始の救急対応のための50床という空床を確保するためのものでございました。入院に係る診療収入は累計32億4,264万円、予算に対する達成率は81.8%となっております。

外来患者のほうも、昨年同時期と比べて増加しておりまして、1日当たりの患者数も600人を超えている状況でございます。外来に係る診療収入は、累計で13億5,840万

6,000 円、予算に対する達成率は 77.3%となっております。

その下に救急車搬送患者、それからドクターヘリの出動状況も書いておりますが、これにつきましては後ほど詳細に説明をさせていただきます。

次に、資料左下、吉野病院についてですが、入院患者は昨年同時期と比べ増加しております。平均病床稼働率は 79 から 93%を推移しております。入院に係る診療収入は、累計 5 億 4,783 万 9,000 円、予算に対する達成率は 80.6%となっております。

外来患者は昨年同時期と比べると減少している状況です。1 日当たりの患者数は、5 月は 100 人を超えておりますが、おおむね 90 人台で推移をしています。外来に係る診療収入は、累計 2 億 8,552 万 9,000 円、予算に対する達成率は 65.4%となっております。

次に資料右上、五條病院ですが、入院患者は 12 月まで平均病床稼働率、71 から 87%で推移してはいたしましたが、1 月には 95.9%と高稼働率となっております。入院に係る診療収入は、累計 1 億 9,175 万 1,000 円、予算に対する達成率は 64.5%となっております。

外来患者は、1 日当たりの患者数はおおむね 30 人前後を推移している状況です。外来に係る診療収入は、累計 5,349 万 8,000 円、予算に対する達成率は 37.4%となっております。

3 病院の診療収入計といたしましては、56 億 7,966 万 3,000 円となり、予算額 72 億 8,000 万 3,000 円に対する達成率のほうは 78%となっております。

資料 2 ページのほうをお願いいたします。月間延べ患者数・1 日当たり患者数の推移でございます。

この資料は月間延べ患者数及び 1 日当たりの患者数について、平成 28 年度と比較したグラフとなっております。棒グラフであらわしているのが延べ患者数で、青色が 28 年度、緑色が 29 年度となっております。折れ線グラフであらわしているのが 1 日当たりの患者数で、オレンジ色が 28 年度、赤色が 29 年度となっております。

まず、資料一番左側の南奈良総合医療センターについてですが、グラフで示すとおり、入院、外来とも前年度より患者が増加しているのがわかります。

次に真ん中の吉野病院の入院患者数は、グラフで示すとおり前年度より増加しておりますが、外来患者につきましては各月とも前年度より下回った患者数で推移しております。

次に一番右、五條病院の入院患者数につきましては、今年度開院したことから前年度実績がないため、平成 29 年度の患者数のみを掲載しております。グラフで示すとおり、

ほぼ横ばい傾向から、1月では患者数がふえております。外来患者数につきましては、昨年度の五條診療所の実績と比較しておりますが、各月とも診療所の実績を大幅に上回った患者数で推移しているものの、1日あたりは30人前後で推移している状況でございます。

それでは、資料3ページをお願いいたします。救急車搬送患者数・ドクターヘリ出動状況でございます。まず、上の資料は救急車搬送患者数でございます。資料中、黄色で色をつけておりますのが、南奈良総合医療センターの受け入れ数でございます。

資料中、中央部の太いけい線で囲んでいる南和地域計の欄をごらんください。南和地域の消防署の救急車搬送患者数計が4,088件で、うち南奈良総合医療センターで受け入れを行ったのが2,705件、収容率では66.2%となっております。

資料右端の平成28年度における収容率のほうが65.9%ですので、前年度とほぼ変わらずで受け入れを行っている状況でございます。

南奈良総合医療センター以外の受け入れ医療機関としましては、奈良医大ほかとなっております。

次に下の表、ドクターヘリ出動状況でございます。4月から1月にかけての離陸後キャンセルなどを除く出動件数は、合計で280件。うち南奈良総合医療センターへ搬送されたのが131件、収容率では46.8%となっております。

南奈良総合医療センター以外の搬送先医療機関としては、奈良医大ほかとなっております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。平成29年度収支見込みについてでございます。

この表は、左から平成29年度当初予算、その横が平成29年度決算見込み、そして予算と決算の差をあらわしております。まず、収益でございますが、予算額3病院合わせまして95億3,700万円に対しまして、決算見込みは予算額に比べて5億2,000万円程度少ない90億1,300万円を見込んでおります。

予算と比べますと5億2,000万円少ないわけですが、平成28年度の決算と比較いたしますと、入院のほうで6億9,500万円、それから外来収益のほうで2億4,500万円、その他医業収益で5,600万円と合わせまして、約10億円の収益増となっております。

次に、費用につきましては、予算額3病院合わせまして98億3,600万円に対しまし

て4億6,000万円ほど少ない93億7,300万円を見込んでおります。内訳につきましては記載のとおりでございますが、給与費、経費でそれぞれ予算額を2億円程度下回っております。その結果、収支差し引きで、3の赤い色をつけているところでございますが、純利益で3億6,000万円の赤字になると見込んでおります。

これらの収入、費用の中には現金の収支を伴わない非現金収支科目がございます。それは、その下の枠でございます長期前受金戻入額、長期前払消費税償却費、減価償却費、特別損失でございますが、その分を加減いたしまして、さらに県からの貸し付けを受けております3,400万円を含む貸し付け後のキャッシュフローといたしましては、B欄の一番下のところですが、記載のとおり8,800万円の黒字になると見込んでおります。

それでは続きまして、資料5ページのほうをお願いいたします。平成30年度病院事業会計当初予算概要についてでございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入におきましては、第1款、南奈良総合医療センターで、第1項医業収益から第3項看護師養成事業収益までの80億3,953万8,000円を予定しております。

次に第2款、吉野病院で、第1項医業収益及び第2項医業外収益で13億2,671万4,000円を予定しております。

次に第3款、五條病院では、第1項医業収益及び第2項医業外収益で、7億6,534万7,000円を予定しております。

以上、企業団合計で101億3,159万9,000円を予定しているところでございます。

続きまして、支出でございます。第1款、南奈良総合医療センターで、第1項医業費用から第5項予備費までの81億35万3,000円を予定しております。

次に第2款、吉野病院では、第1項医業収益から第4項予備費まで、11億8,558万2,000円を予定しております。

次に第3款、五條病院で、第1項医業費用から第4項予備費までで10億4,469万円を予定しております。

以上、企業団合計で103億3,062万5,000円を予定しているところでございます。

次に収支差し引きでございますが、支出の右横、収支の欄でございます。南奈良総合医療センターでは6,081万5,000円の赤字、吉野病院では1億4,113万2,000円の黒字、五條病院では2億7,934万3,000円の赤字で、企業団全体といたしましては1億9,902

万 6,000 円の赤字となっております。

しかしながら、現金収支を伴わない収益費用がございますので、収支横の非現金収支のところがございますけれども、南奈良総合医療センターで 1 億 2,318 万 7,000 円、吉野病院で 5,689 万 8,000 円、五條病院で 1 億 9,071 万 3,000 円でございます、企業団全体では 3 億 7,079 万 8,000 円になりますので、実質収支は 1 億 7,177 万 2,000 円の黒字と見込んでおります。

平成 28 年度に県から借り入れました借入金の償還が始まりますので、その分の 5,038 万 4,000 円を差し引きいたしましても、1 億 2,138 万 8,000 円の黒字のキャッシュフローになると見込んでいるところでございます。

続きまして、資本的収支でございます。収入におきましては、第 1 款、南奈良総合医療センターで、第 2 項負担金 5 億 8,593 万 5,000 円を見込んでおります。

次に支出でございますが、第 1 款、南奈良総合医療センターで、第 1 項建設改良費から第 3 項県借入償還金までの合計 7 億 2,132 万円を予定しております。

続きまして第 2 款、吉野病院で、第 1 項の建設改良費で 3,304 万 8,000 円を予定しております。

第 3 款、五條病院では、建設改良費で 2,869 万 3,000 円を予定しております。

以上、企業団合計で 7 億 8,306 万 1,000 円を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額、企業団合計で 1 億 9,712 万 6,000 円、これにつきましては損益勘定留保資金で補填する予定でございます。

続きまして、資料 6 ページのほうをお願いいたします。平成 30 年度病院事業会計当初予算増減理由でございます。

まず、入院収益につきましては、平成 29 年度の予算に 1 日当たりの患者数、それから単価の増を見込んでおりますが、南奈良では地域医療支援病院の取得、あるいは専門医療の実施による単価アップ、また五條病院では療養病棟の運用開始に伴い患者数 20 人の増加を見込んでおりまして、全体で 2 億 7,100 万円の増加を見込んでいます。

次に外来収益につきましては、南奈良で患者数、単価をふやしておりまして、3 病院合わせまして 1 億 8,600 万円の増加を見込んでいます。

また、県補助金につきましては、立上り支援がなくなりますので、7,600 万円の減少としております。

医業外収益のほうでは、長期前受金戻入額の 1 億 4,700 万円の増等で、合計 1 億 7,300

万円の増加を見込んでおりまして、収益全体で5億9,500万円の増加を見込んでいます。

一方、費用につきましては、給与費で南奈良の業務量の増と五條病院の4階病棟運用開始に伴います人件費の増で、給与費4億4,200万円の増加を、また材料費では入院・外来の収益増に伴いまして5,500万円の増加を、経費のほうでは報償費の科目で支給しておりました報酬を給与費の報酬に変更することによる1億400万円の減少、また職員宿舍の賃借料につきましては1,800万円の増加、合計で9,500万円の減少となっております。また、減価償却費におきまして、8,600万円の増加を見込んでおりまして、費用全体では4億9,500万円の増加を見込んでいるところでございます。

それから、資料7ページ、8ページ、9ページにつきましては、3病院それぞれの収益、それから費用の内訳をつけさせていただいておりますので、参照よろしくお願いたします。

それでは、資料10ページのほうをお願いいたします。平成30年度病院事業会計資本的収支当初予算（案）でございます。

まず、南奈良総合医療センターで、資本的収入におきましては、負担金として5億8,593万5,000円を予定しております。これは支出におきまして予定しております企業債償還金の構成団体負担金でございます。

次に支出のほうですけれども、建設改良費におきまして8,500万円を予定しております。内訳につきましては、感染症病床の改修工事ほか記載のとおりでございます。

次に企業債償還金で5億8,593万6,000円、また県からの借入金の償還金5,038万4,000円、これらを合計いたしまして7億2,132万円を予定しております。

次に、左下の吉野病院でございます。吉野病院につきましては、支出のほうで建設改良費3,304万8,000円を予定しております。内訳につきましては、建物2階・3階LED設置工事ほか記載のとおりでございます。

次に資料右側、五條病院でございますが、こちらにつきましては建設改良費で2,869万3,000円を予定しております。内訳のほうは、ガスタービン発電装置改修ほか記載のとおりでございます。なお、各病院の収入額が支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金で補填いたすことといたします。

資料11ページをお願いいたします。南奈良総合医療センターの建設改良費の内訳といたしまして、4階感染症病床の改修工事と申しましたが、それにつきまして詳細を説明させていただきます。平成30年度に4階の感染症病床2床につきまして、感染防止

機能向上のための改修工事を行う予定でございます。改修内容といたしましては、現状 0.5 から 1 パスカルとなっております病室と廊下の陰圧差につきまして、県の指導もございまして、自動制御による陰圧調整を行うことで、病室と廊下の陰圧差を 2.5 パスカル以上を確保するための工事を行います。このために前室及び手洗い器を設置いたしますとともに、工事の設置の関係でトイレとシャワー室の配置を転換するものでございます。改修費用につきましては約 2,400 万、工事期間につきましては約 2 か月を予定しております。

予算議案についての説明は以上でございます。

○銭谷委員長 理事者側からの説明が終わりました。質疑に入ります。

議案第 1 号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員 10 ページの 30 年度病院事業会計、負担金でございますけども、構成団体で 5 億 8,593 万 5,000 円とございます。この各構成団体の負担割合と金額と一覧表がございましたら教えていただきたい。委員長、書類があれば、取り計らいのほうよろしくをお願いします。

○上山企業長 委員長、資料を用意しておりますので、配らせていただいでよろしいでしょうか。

○銭谷委員長 はい、どうぞ。説明をお願いします。

○杉井財務課長 失礼します。財務課長の杉井でございます。ただいまお手元に配布させていただきますました資料についてご説明申し上げます。

30 年度の当初予算に計上させていただいております構成団体の負担金についての資料でございます、一応 3 つの負担金がございます。

まず 1 つ目、市町村の公債費負担金ということで、これは病院事業債に係る公債費の償還金に係る分の負担金でございます、これは今、山口委員さんのほうからもご質問ありました 10 ページの負担金、ここの部分にかかわるものでございまして、この 5 億 8,593 万 5,000 円と、これに対する利息が 2,968 万 5,000 円ございまして、それらを合わせまして 6 億 1,562 万 6,000 円のご負担を構成団体に負担いただくことになっております。

今、2,968 万 5,000 円の利息と申し上げましたが、これを負担金の 5 億 8,593 万 5,000 円と足しますと 6 億 5,162 万 1,000 円になりまして、5,000 円の差が出てきます。これ

は構成団体さんのほうの予算計上に伴いまして千円単位で端数切り上げをしておりますので、この差額 5,000 円が出てくるわけでございます。

次に 2 番目の市町村運営費負担金でございますが、これにつきましては、昨年度、構成市町村の担当課の皆さんに集まっていたいただいて、負担金の見直しをやらせていただきました。それに伴いまして、毎年 1 億円のご負担をいただいている中の負担割合に基づきまして計算して、算出した金額でございます。

そして 3 丁目、その他負担金といたしましては、交付税の算入措置でございます、各市町村さんに交付税が入ってきますので、病院のほうにその交付税分を負担していただくということになっております。

これらの資料につきましては、恐れ入りますが議案書の 10 ページにございます病院事業予算実施計画のところをごらんいただきたいと思います。

この 10 ページ、病院事業収益の中の医業収益の中に、5 番目に他会計負担金 5 億 7,971 万 1,000 円というのがございます。これが 3 番目のその他負担金として計上させていただいているものでございます。

それから、その下でございます医業外収益の中の 4 番、他会計負担金、この 1 億 2,968 万 4,000 円、これにつきましては 2 番目の 1 億円の負担金と、1 番目の中の利息の部分、2,968 万 4,000 円、この分が含まれております。

そして、12 ページになりますが、支出のほうの企業債償還金、この部分に当たる部分が、先ほど言いました 1 番の企業債元金に対する負担していただく金額ということになっています。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長 ご苦労さまです。山口委員。

○山口委員 今ご説明いただきましたけども、この大きい表の中で①の公債費負担金と、そして②の運営負担金が、若干割合が違っております。その理由を教えてください。

○銭谷委員長 上山企業長。

○上山企業長 負担金の割合につきましては、3 つの観点から決めさせていただいております。

1 つは、各市町村の人口でございます。2 つ目には財政力指数、3 つ目には各 3 病院までの距離、この 3 つをメルクマール指標といたしまして、各市町村の負担割合を決めさせていただいております。①の当初の市町村割合につきましては、前回、平成 22 年

の国勢調査の人口によりまして決めてございましたが、平成 27 年に次回の国勢調査がありましたので、その人口によりまして改めて人口割合の見直し、それから直近の 5 年間の財政力指数をもう一度計算し直しました結果、この負担割合に変更になったということでございます。

○銭谷委員長 ほかに質疑のある委員はいませんか。

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度南和広域医療企業団病院事業会計予算については、原案どおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○銭谷委員長 起立多数であります。

議第 1 号については原案どおり可決することに決しました。

(2) 議第 2 号、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例について～議第 6 号、南和広域
医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例
について

○銭谷委員長 次に、議第 2 号、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第 6 号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの条例改正 5 議案を一括審議します。

芝池副企業長。

○芝池副企業長 条例改正議案について、説明をさせていただきます。

資料のほうは、平成 30 年第 1 回定例会、議案説明資料、先ほどの A 3 のものとは違うものですのでよろしく願いいたします。こちらの資料の 2 ページのほうをお願いいたします。

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。働きながら育児や介護が行えるよう、環境整備をさらに推進するために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正を踏まえ、国及び県において対応が行われましたが、それらの対応に準じまして、当企業団におきましても同様の取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正概要のところに記載しておりますが、まず1つ目といたしまして、育児休業の対象となる子の範囲の拡大でございます。養子縁組里親として委託される見込みでありましたが、実の親の同意が得られないために養育里親として委託された子についても範囲に含めるよう規定いたします。

2つ目といたしまして、再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の追加でございます。再度の育児休業等を行うことが可能な特別の事情といたしまして、「育児休業等に係る子について保育所等の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとき」を新たに追加をいたしております。

その他、3、4につきましては、非常勤職員が育児休業等を行うことができるようになったことに伴いまして、取得要件や取得期間等について記載のとおり規定するものがございます。条例の施行期日は公布の日とさせていただきます。

この条例については以上でございます。

資料3ページのほうをお願いいたします。南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては大きく2つの改正がございます。まず1つ目が、新たな企業長の任命に伴う改正でございます。新たな企業長の経歴等も踏まえまして、給料月額、それから期末手当基礎額、期末手当支給割合を記載のとおり定めるものがございます。もう一つの改正につきましては、企業長及び副企業長の期末手当の支給率の改定でございます。特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われまして、県におきましても条例改正が行われたことによりまして、期末手当の支給率、0.05月分引き上げを行う改正でございます。

施行期日ですけれども、平成29年度分の期末手当の改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年12月1日に遡及適用をいたします。また、新たな企業長の任命に伴う改正及び平成30年度分の期末手当の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものといたします。

続いて、資料4ページのほうをお願いいたします。企業団の一般職員に係る給与改定でございます。

記載のとおり、企業団は地方公営企業法の全部適用でございますので、改正につきましては条例で規定しておりませんので今回の議会案件とはなっておりませんが、企業団の経営にもかかわる重要なことでございますので、この資料をもちまして説明をさせて

いただきたいと思います。

企業団設立当初から一般職の給与につきましては、原則県準拠の考え方をしております。企業団の経営状況が許せば、県人事委員会勧告に基づいた給料改定を行うという方針でございます。今年度につきましては、先ほどご報告させていただきましたとおり、職員が力を合わせて頑張った結果、安定した決算が打てる見込みが立ちましたので、資料に記載のとおり、県に準じた改定を行うこととしております。

ちなみに、給与の支払いがそれぞれ構成団体である派遣職員を除く今回の給与改定の対象者につきましては、約 460 名。影響額につきましては、2,400 万円を見込んでおります。

この議案資料 3-2 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 5 ページをお願いいたします。南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。平成 30 年 4 月 1 日付の新たな企業長の任命に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては記載のとおり、地方公共団体において再任用された者との均衡を図るために、県その他の地方公共団体を定年退職し、企業長となった者については退職手当の対象としないとするものでございます。

施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日とさせていただきます。

それでは、資料 6 ページのほうをお願いいたします。南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

退職給付における官民格差を解消するために、退職手当の給付水準を引き下げるよう、国及び県において、法律、条例がそれぞれ改正されたところでございます。当企業団におきましても、これに準じまして退職手当に関する条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、改正概要欄に記載のとおり、退職事由・勤続年数別支給率を引き下げる改正を行うものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日とさせていただきます。

続きまして、資料 7 ページのほうをお願いいたします。南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部改正についてでございます。

平成 30 年 4 月から五條病院 4 階病棟を療養病棟として運用を開始いたします。このため、療養病棟の個室料金を定める改正を行います。

現在、吉野病院の療養病棟の個室でございますが、これと面積、それから設備ともほ

ぼ同等でございますので、吉野病院の個室の料金と同額の室料の設定としております。
室料は1日につき3,240円でございます。

施行期日は平成30年4月1日とさせていただきます。

条例改正にかかわります議案についての説明は以上でございます。

○銭谷委員長 ありがとうございます。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

ただいまの説明に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。ありませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。なお、採決につきましては、議案毎に行いますのでご了承下さい。
お諮りいたします。

議第2号、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

よって、議第2号については、原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。議第3号、南和広域医療企業団企業長当の給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

よって、議第3号については原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議第4号、南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

よって、議第4号については、原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議第5号、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に

については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

よって、議第5号については、原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議第6号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

よって、議第6号については、原案どおり可決することに決しました。

◎2. 報告事項

(1) 平成29年度診療状況について

(2) 平成29年度収支見込みについて

(3) 平成30年度病院事業会計予算について

○銭谷委員長 続きまして、報告事項、平成29年度診療状況について、平成29年度収支見込みについて、平成30年度病院事業会計予算について、理事者の説明を求めます。
芝池副企業長。

○芝池副企業長 平成29年度診療状況、それから平成29年度収支見込み、それから平成30年度病院事業会計予算については、先ほど予算議案のところで説明させていただいたとおりでございます。

○銭谷委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

平成29年度診療状況について、平成29年度収支見込みについて、平成30年度病院事業会計予算について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員 たびたび恐縮ではございますけども、五條病院が大変目標達成率が悪うございます。その外来患者増に向けての改善案というのは、ございましたら教えていただけたらと思います。

○銭谷委員長 松本副企業長。

○**松本副企業長** 後ほど五條病院のことを含めまして、3病院の一体運営のところでもご説明する予定でございますけども、今、山口委員のほうからご質問がありました五條病院の外来につきましては、これまで診療所として1年間やっておりましたけど、それに当たりまして、南奈良総合医療センターのほうにもともと五條病院にかかっておられた患者が移ったこと、あるいは各民間の診療所へ移られたこと、そんなこともありましたので、一定数、診療所をやっておる時期には減少しておりました。

それで昨年、4月に五條病院がリニューアルオープンして、外来診療、内科と整形外科の2科でスタートして、その結果としての数字がこういった、最近やや増加傾向にございますけども、30人前後というところで来ておるわけでございますけども、そういった中で特に要望の強い整形外科の診療につきましては、この1月より週2日を週3日にふやしたといった取り組み、あるいは南奈良からの内科の医師派遣を少し調整したりいたしまして、患者増につなげるような取り組みを、まだスタートしたばかりでございますが、やっております。実際のところ、1月、2月のこの経過を見ておりますと、整形外科を1日ふやしたことでかなり患者増につながってきている実績がやや出てきておりますので、さらに外来患者数がふえるような工夫をまたしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○**山口委員** どうかよろしく願い申し上げたいと思います。五條市におきましても、地域公共交通のさらなる充実を目指して、患者さんが五條病院に行けるような体制づくりも必要かと思うんです。今現在も公共交通のバスは五條病院まで入らせていただいて、玄関先でおりにるようになってはございますけども、その辺もアピールしながら、五條市においても積極的に利用していただくよう推進してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○**銭谷委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

(4) アクションプラン進捗状況について

(5) 企業団3病院の一体的運営の強化について

(6) 地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みについて

○**銭谷委員長** 次に、アクションプラン進捗状況について、企業団3病院の一体的運営の強化について、地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みについて、理事者の説明を求めます。

芝池副企業長。

○芝池副企業長 それでは、アクションプラン、それから一体的運営、人材育成の取り組みについて、続けて説明のほうをさせていただきます。

資料につきましては、総務委員会説明資料 12 ページをお願いいたします。

企業団では、平成 29 年 2 月に決めました中期計画実現のための行動計画と位置づけましてアクションプランを策定し、各診療科あるいは部門が目標を持ってさまざまな取り組みを進めているところでございます。この資料は平成 29 年度のアクションプランの 4 月から 12 月までの進捗状況について記載しております。

まず、左上の表でございますが、病院ごとの入院及び外来の 1 日平均患者数、平均診療単価の達成状況を取りまとめたものでございます。まず、南奈良の入院では、患者数で目標値の 97.2%、診療単価で目標値の 98.3%と目標値に近い状況となっております。また、外来では患者数で目標値の 101.5%、診療単価で目標値の 100.5%と目標値を超えている状況でございます。

次に、吉野病院の入院のほうでは、患者数で目標値の 86.9%、診療単価で目標値の 96.8%となっております。外来では患者数で目標値の 84.8%、診療単価では目標値の 90.1%となっている状況です。

最後に五條病院ですけれども、入院は患者数で目標値が 83.5%、診療単価では目標値の 85%となっております。外来では患者数で目標値の 74.5%、診療単価では 102.5%と目標値を超えている状況でございます。

次に、これまでの取り組みの中で主なものをご報告させていただきます。

まず、質の高い医療を提供するという点では、専門性を生かしたものといたしまして、手術件数の増、それから体外衝撃波結石破碎術など、目標値を超えたものと実績を記載しております。また、診療科、部門を超えたチーム医療といたしましては、血栓溶解法症例での他科連携等々、実績を記載させていただいております。

また、資料の右側でございますが、地域に求められる病院機能を充実強化するという点では、まず 1 つ目といたしまして、平成 29 年 11 月 27 日付で地域医療支援病院の承認をいただいております。これによりまして、さらに地域の医療機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

2 つ目といたしまして、五條病院の入院機能についてですけれども、2 つございまして、地域包括ケア病床の施設基準の取得、あるいは下のほうの医療療養病床の追加運用

について検討を重ねてまいりました。

その下、地域医療を守る人材を育成と書いておりますが、こちらでは基幹型臨床研修病院の指定取得に向けて作業を進めてまいりました。具体的には、昨年 10 月に指定申請書を提出いたしまして、この 2 月 14 日に国の医道審議会のほうで指定が適当という判断を得ております。このままいきますと、3 月には指定をいただき、平成 31 年度から研修生を受け入れる予定をさせていただいております。

それからその下、経営の質の向上に向けた取り組みでございますが、未収金対策の推進といたしましてワーキングを設置し、マニュアルの策定、そしてまた督促に応じない未収金については弁護士法人へ回収委託を行うということをしてしております。

さらに、新たな施設基準等の取得につきましては、各病院それぞれがより多くの施設基準の取得に向けて作業を行ってまいりました。

13 ページ、それから 14 ページにつきましては、具体的な取り組みの実績数値のほうを表として挙げさせていただいておりますので、参照のほうをよろしく願います。

それでは続きまして、資料 15 ページのほうをお願いいたします。企業団 3 病院の一体的運営の強化についてでございます。

ただいま説明させていただきましたように、アクションプランに基づきさまざまな取り組みをさせていただいているところでございますが、特に 3 病院の一体的な運営という観点から取り組みについて説明をさせていただきます。

1 つ目が 3 病院の病床の一体的かつ効率的な運用でございます。南奈良総合医療センターにおいて、救急患者を受け入れるためには、吉野病院、それから五條病院に急性期を過ぎた患者のスムーズな転院を図りまして、空床を確保する必要がございます。

そのための取り組みといたしまして、まず 3 病院の地域医療連携室の連携強化ということで、まず南奈良総合医療センターの地域医療連携室の充実を図りました。これにつきましては、職員配置といたしまして、社会福祉士を 1 月から増員をいたしております。また、事務日々雇用職員を 1 人増員の予定もでございます。

また、方針強化といたしましては、地域医療連携室介入から退院時までの期間の短縮に加えまして、医師の依頼前からの早期の積極的な介入に努めていくように方針を強化いたしております。

また、スムーズな転院の促進を図るために、吉野病院、五條病院、そして南奈良総合

医療センター3病院で、転院のルールの特明確化を図らせていただきました。

それから一方、転院につきましては、患者さん、それからご家族の方のご理解が不可欠でございますので、南奈良総合医療センターの機能、それからまたご協力いただきたい旨を、入院時に丁寧に説明するなど、事前の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に2つ目の五條病院の機能の充実でございます。これにつきましては先ほど、院長のほうから説明もございましたが、まず外来診療機能の充実といたしまして、1月19日から整形外科外来を1診追加をさせていただいております。また、医師派遣形態の見直しといたしまして、午前診、午後診を通じて同じ医師を派遣することで、外来診療だけではなく、入院患者さんも合わせて診療できる体制に整備のほうを検討をさせていただいております。

3つ目といたしまして、地域医療機関との連携ということ、地域医療期間との連携を充実・強化するとともに、近隣急性期病院の訪問等によりまして、入院紹介患者数を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、入院診療機能の充実でございます。資料右側になります。

まず1つ目といたしまして、地域包括ケア病床でございます。地域包括ケア病床とは、急性期病床での治療は一旦終了したものの、すぐに自宅に帰ったり、あるいは施設等へ入るには不安がある患者さんが、もう少しの間、入院治療を続け、在宅復帰に向けた準備を整えるための病床でございます。

この地域包括ケア病床につきましては、ここでひとつおわびを申し上げなければなりません、2月に発行いたしましたはびねすだよりのほうには1月から稼働というご案内をさせていただきましたが、近畿厚生局の指導がございまして、現在まだ施設基準を取得できていない状況でございます。この場をおかりしておわび申し上げます。

と申しますのは、この五條病院では昨年7月から6か月間、在宅復帰率7割の実績を積み上げ、ことし1月から地域包括ケア病床の入院医療管理料の施設基準の届け出に向けまして準備を進めてまいりました。この間、近畿厚生局の奈良事務所のほうとも事前の相談を重ねてきたわけです。1月4日に近畿厚生局奈良事務所に実際届け出を行わせていただきました。

しかしながら、1月下旬になりまして、近畿厚生局奈良事務所のほうから、特定地域の場合であっても在宅療養支援病院の施設基準を満たしていないといけないなど、ほか

に充足すべき要件がある旨の指導を受けました。そこで、今後につきましては、近畿厚生局の指導、そしてまた今回の診療報酬改定を踏まえまして、改めて施設基準の取得に向けまして体制整備を図ってまいりたいと考えております。

患者さんに対しましては、現在も地域包括ケア病床として行うべき医療と全く同様の医療を提供させていただいております。また、当然のことですが、診療報酬につきましても地域包括ケア病床としてではなく、一般病棟入院基本料で算定のほうさせていただいている状況でございます。

それから、下半分のところでございますが、療養病棟でございます。療養病床のほうは、急性期病床での治療後も引き続いて病院での治療が必要な方が、自宅や施設等での療養に向けて安心して退院できるよう支援するための病棟でございます。これにつきましては、4階、今、45床ございますが、そのうちの20床をことしの4月から運用開始を図ってまいりたいと思います。現在も準備を進めているところでございます。

それでは続きまして、資料のほう、16ページをお願いいたします。地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みについて（素案）でございます。

地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みですが、今後予想される病院運営を取り巻く環境の変化に左右されずに、南和医療圏において良質な医療提供体制を持続可能とするためには地域医療を担う医師、看護師等の医療人材の確保対策が必須でございます。そのためには、医師等の研修体制を充実させることが重要との認識から、平成31年度からの南奈良総合医療センター臨床研修プログラム「南和まるごと研修」の開始を契機といたしまして、医師臨床研修、その他医療従事者等のスキルアップ研修に取り組んでまいります。

黄色の（1）のところですが、医師臨床研修等といたしましては、5つの研修に取り組んでまいります。まず1つ目、卒後1年目、2年目の医師を対象に、将来の専門性にとらわれず、幅広い臨床能力を身につけるため、独自に作成したプログラム「南和まるごと研修」により研修を行います基幹型臨床研修。それから②ですが、他の基幹型臨床研修病院が実施する研修プログラムの一環として研修医を受け入れる協力型臨床研修。そして3つ目ですけれども、2年間の初期臨床研修を終了した卒後3年目以降の専攻医を対象に、高度な各科専門性とより幅広い臨床能力を身につけた専門医資格の取得を支援する後期研修。そして4つ目といたしまして、幅広い診断治療能力を持つ総合診療専門医を養成することで、専門医の質を高め、良質な医療を提供する日本専門医機構認定

プログラムによる基本領域専門医研修。それから5つ目といたしましては、医科大学生に対する卒前研修に協力する医学生研修、これら5つの研修に取り組んでまいりたいと思っております。

それから右側（2）のところで記載しておりますが、その他医療従事者等のスキルアップ研修、看護師教育研修、それから医療安全、感染対策、臨床教育研修支援等にも力を入れてまいりたいと思っております。

（3）のところですが、これら教育研修の充実を図るためには、教育研修センターの充実も当然のことながら必要だと思います。そこで、まず組織体制の強化といたしまして、事務職員2名を新たに教育研修センターに配置をいたしまして、病院の全職種を対象に、病院職員の資質向上のための能力開発・スキルアップ支援を目的として設立をいたしました教育研修センターの体制を整備・強化いたしまして、医師臨床研修等の充実にも対応できるようにいたします。

また、今後につきましては、オンライン端末を整備した学習スペースや、研修医等の自主研修、研究を支援する施設と、研修環境の整備についても検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、南奈良総合医療センター第1駐車場西側に整備しております職員住宅につきましても、研修生のための住宅としてオープンをさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料17ページのほうをお願いいたします。先ほど申しましたように、基幹型臨床研修病院に指定をされますと、病院独自の研修プログラムにおける研修を実施してまいりますが、南奈良総合医療センター臨床研修プログラム「南和まるごと研修」と銘打っておりますが、これについてその概要を簡単に説明させていただきます。

このプログラムは、南和医療圏全体を生かしまして、急性期から回復期、慢性期、在宅・地域包括ケアシステムに至るまで一貫して経験できるフィールドを提供いたしまして、臨床研修医が身につけるべき知識・技術・態度を有機的かつ効率的に学ぶことができる臨床研修プログラムとなっております。

（1）のところにプログラムの理念等を記載しておりますが、南和地域の特性を最大限に生かしまして、全職員が一丸となって臨床研修教育を実践することにより、確かな技量と思いやりあふれた奈良県の地域医療のリーダーとなる医師を育てるという臨床研修教育の理念のもと、人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心とした基本的診療能力

を身につけることで、患者中心の医療を真摯に実践し、地域の医療に貢献できる医師を育てることを目的といたしております。

黄色の(2)のところ、基本ローテーションと書いてありますが、基本的な1年目、それから2年目の研修のローテーションを示させていただいております。

それから資料右側、(3)、青いところですが、プログラムの特徴と研修内容を記載させていただいております。特にプログラムの特徴といたしましては、ここに記載しておりますように、まず救急医療研修におきましては救急プライマリ・ケア診療に年間を通じまして携わることができ、救急患者、ウオークイン患者、コモンディジーズ、よくある病気のことですけれども、これらを幅広く診ることで質の高い技術や知識と思いやりのある態度を身につけることができます。

また、地域の研修におきましては、保健・医療・福祉の連携と公衆衛生事業を学び、急性期・回復期・看取り・日常診療といったシームレスな地域医療を経験することができるものとなっております。

さらに、在宅医療研修におきましては、在宅担当医として地域包括ケアの現場に主体的にかかわることができるなど、南和のこの地ならではのあらゆる資源を生かしたこれからの医療を担う医師の育成のための研修プログラムとなっております。

報告事項の説明については以上でございます。

○銭谷委員長 ご苦労さまでした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

アクションプラン進捗状況について、企業団3病院の一体的運営の強化について、地域医療を担う医師等の人材育成の取り組みについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員 大変恐縮ではございますが、アクションプランでございます。

その中において、私ども企業団議員としてよく聞かされるんです。1回開催されるごとに地元の議会で報告させていただいてるんですけども、議員のほうからは救急車断られたでという声がよく聞かれます。女性はもうベッドあいてないんで断られたんやけど、これ、どないなっとな、救急車は断らへんということでこの病院建てたん違うんかという質問を投げかけられまして、まさにそのとおりやなど。

ただ、その辺の患者さんに対する説明不足の部分も大変大きいのではないかなというふうな感じもするんですけども、またベッド数の空き状況も見せていただきますと、やはりそれぐらいはあけとかなあかんのかなと思ったりもします。ただ、このベッド数に関しましては、建設当初から議論されておりましたベッド数でございます。人口割合から、また患者の状況から試算されたベッド数でございます。その辺も考えての救急の受け入れだと思っておりますけども、今後、そういった救急車を断らない病院やのに断られたということに関して、皆さんもどこかで聞かれたと思っております。そうした中の対応を今後、私も含めてどうやって皆さんに説明していったいいのか、ちょっとわからない部分がございますので、教えていただけませんか。

○**銭谷委員長** 上山企業長。

○**上山企業長** ありがとうございます。

断らない救急を標榜させていただいて、この病院が設立されたわけでありまして、それほどまでに地域の皆様方のこの病院に対する期待が大きいものというふうに真摯に我々受けとめていかないといけないなというふうに思います。

こうした議会等で入院の状況等をお聞きいただいております議員の皆様方にとりましては、この高い病床稼働率、さらには平均在院日数 14 日という、この病院では本当に短い稼働率で回しながら、なおかつ病床が不足しているという現状についてよくご理解いただいていることだと思います。

しかし、住民の方にとりましては、この病院に対する期待が大きいだけに、1回断られたことが大変ショックに受けられてるという、そのお気持ちも大変よくわかるところでございます。

先ほどの報告の中で、南和地域の救急の受容率 66%程度と今報告をさせていただきましたが、そのほかは、ふだんのかかりつけの病院にということで他の病院、医療機関に行かれる場合もかなり多うございます。一方、消防署等との連絡調整を頻繁にしておるわけでありまして、消防署の救急隊から救急センターに連絡があって、なおかつ断らざるを得なかったというのが全体の約 6%程度あると認識をしております。そのうちの 3分の1程度は、病床の満床によりお断りせざるを得ないという状況があるというのが現実のところございまして、先ほど、3病院の一体運営というお話もさせていただきましたが、急性期を過ぎた患者様につきましては、五條病院、それから吉野病院、さらには周辺の医療機関等との連携を深める中で転院を促進し、できる限り南奈良の病

床をあける努力をしながら断らない救急の実現に向けてさらに努力をしてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある委員の方。吉井委員。

○吉井委員 吉井でございます。

今、ご報告いただいた中で、いろいろこれだけよりよい病院運営のため、いろんなことに取り組んでいただいておりますこと、そしてまた地域住民の皆さん方の、この病院があるからこそ安心だというような安心を持って暮らしてるといふことの努力をされていたる、本当に感謝を申し上げます。

しかしながら、奈良県の5分の3を有するこの面積の中で、やはり若者が住みよい町ということで、結婚して住んでも周産期、産科がないというような現状が現在ございます。それでいろいろこの中で計画とか方針を立てていただいておりますが、できましたら中長期の経営計画書、並びに暫定計画書、その辺ちょっといただければ、将来どのような病院になっていくのかなというようなこともまた住民の皆さんにもちょっとお話ができるかと思うんですが、その辺いただくことって可能でしょうか。よろしくお願いいたします。

○上山企業長 ありがとうございます。

この病院の設立に関しましては、平成22年から南和地域の医療をどうするのかという細かい点でいろいろご検討いただいて、そして基本計画をつくってこの病院ができたこと、そこまでの経過はご承知おきいただいておりますことかと思っております。

一方で、設立以降の今後の計画をどうしていくのか、これは大変重要な課題でございます。一昨年、総務省のほうからガイドラインに則った病院改革プランというものを各自治体によりつくりなさいという、こういう要請がございました。南和広域医療企業団につきましては設立、今2年目でございますので、改革プランという名前が少しそぐわないのではないかとということで、中期計画という名前にいたしまして、昨年の2月に29年度から32年度、この4年間を計画期間とします中期計画というものを策定いたしました。

本体はこういうものでございます。ホームページ上でも公表はさせていただいておりますけれども、改めまして委員の皆様方にこの本編並びに概要の部分、お渡しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

基本的には、今やっている診療の内容をより充実させるという方向性でございまして、今、吉井委員のお尋ねいただきました周産期の医療につきましても、南奈良には産科の医師1名を配置してございますけれども、出産につきましては医大のバースセンターと連携しながらこの地域の出産を支援していくという、こういうコンセプトのもと病院はつくられておりますので、そこの充実を図っていきたいという、そういう基本的な考え方に立ってございます。以上です。

○**銭谷委員長** それでは、資料のほうをまた後ほどよろしく申し上げます。

○**上山企業長** 後日、郵送等で配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。
お急ぎの方はホームページに載ってございますけれども、印刷していただくのもちょっと手間でございますので、送らせていただくようにいたします。

○**銭谷委員長** よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

◎3. その他

○**銭谷委員長** 続いて、その他として事務局から報告があります。

○**事務局** 特にございません。

○**銭谷委員長** ないようですので、ほかに質疑のある委員がありましたら、この機会です
ので発言を許します。何かありませんか。

◎審議終了

○**銭谷委員長** それでは、以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて審議が終了いたしました。

◎継続審査申出

○**銭谷委員長** 続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理をする事務全般について、議長に申し出たいと思います。その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

◎委員長報告

○銭谷委員長 次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。

議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○銭谷委員長 異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、ふできな面はご容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたこと、感謝申し上げます。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。ご苦勞さんでした。

閉会 午後3時55分

平成30年2月22日

委員 長 錢 谷 春 樹

署名委員 中 南 太 一

署名委員 中 谷 宏